

令和7年茂原市教育委員会会議3月定例会日程

日時：令和7年3月25日（火）15時00分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指名

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市立幼稚園給食実施要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第2号 茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第4号 茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第5号 茂原市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第6号 茂原市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第7号 茂原市史編さん委員会委員の委嘱について

議案第8号 茂原市東部台文化会館運営委員の委嘱について

（報告事項）

報告1 令和6年度定期監査の結果について

報告2 教育長職務代理者の指名について

4 閉会宣言

議案第 1 号

茂原市立幼稚園給食実施要綱の一部を改正する告示の制定について

茂原市立幼稚園給食実施要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂原市立幼稚園給食実施要綱の一部を改正する告示

茂原市立幼稚園給食実施要綱（令和元年茂原市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 食当たり 2 7 0 円」を「次のとおり」に改め、同項に次の表を加える。

区分	1 食当たりの給食費の額
幼稚園児	2 7 0 円
幼稚園職員及び幼稚園の給食の提供を受ける者	3 2 0 円

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 本案は、幼稚園給食食材の価格高騰に伴い、幼稚園職員及び幼稚園の給食の提供を受ける者の給食費について、増額する改正をしようとするものです。

茂原市立幼稚園給食実施要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後		現 行
(給食費) 第 5 条 (略) 2 給食費の額は、「 <u>次のとおり</u> 」とする。		(給食費) 第 5 条 (略) 2 給食費の額は、「 <u>1食当たり 270円</u> 」とする。
<u>区分</u>	<u>1食当たりの給食費の額</u>	
<u>幼稚園児</u>	<u>270円</u>	
<u>幼稚園職員及び幼稚園の給食の提供を受ける者</u>	<u>320円</u>	
3 (略)		3 (略)

附 則 (令和 7 年〇月〇日茂原市教育委員会告示第〇号)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

茂原市教育委員会行政組織規則（昭和47年茂原市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項中第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 1 3 条第 1 項の表中「体育課」を「スポーツ振興課」に、「体育振興係」を「スポーツ振興係」に改める。

第 1 4 条中「体育課」を「スポーツ振興課」に、「体育事業」を「スポーツ事業」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 「体育課」を「スポーツ振興課」へ行政組織の名称を変更することに伴い、
所要の改正をしようとするものです。

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後			現行		
(教育長の専決) 第10条 (略) 2 (略) (部、課、室及び係の設置) 第13条 事務局に次の部、課及び係を置く。			(教育長の専決) 第10条 (略) 2 (略) (部、課、室及び係の設置) 第13条 事務局に次の部、課及び係を置く。		
教育部	教育総務課	総務係	教育部	教育総務課	総務係
	学校教育課	学務係 指導係 保健給食係		学校教育課	学務係 指導係 保健給食係
	生涯学習課	生涯学習係 社会教育係 文化係		生涯学習課	生涯学習係 社会教育係 文化係
	スポーツ振興課	スポーツ振興係		体育課	体育振興係
2 (略) (課の事務分掌) 第14条 第13条に規定する課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。 教育部 (略) <u>スポーツ振興課</u>			2 (略) (課の事務分掌) 第14条 第13条に規定する課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。 教育部 (略) <u>体育課</u>		
(1) 課の庶務に関すること。 (2) 社会体育の推進に関すること。 (3) スポーツ推進審議会に関すること。 (4) 社会体育施設の整備に関すること。 (5) <u>スポーツ事業の実施</u> に関すること。 (6) スポーツの相談及び指導に関すること。 (7) スポーツ協会及びスポーツ団体の育成指導に関すること。			(1) 課の庶務に関すること。 (2) 社会体育の推進に関すること。 (3) スポーツ推進審議会に関すること。 (4) 社会体育施設の整備に関すること。 (5) <u>体育事業の実施</u> に関すること。 (6) スポーツの相談及び指導に関すること。 (7) スポーツ協会及びスポーツ団体の育成指導に関すること。		

議案第2号参考資料

改正後	現行
(8) 社会体育指導者の養成及びスポーツリーダーバンクに関する事。 (9) スポーツ推進委員に関する事。 (10) 学校施設開放に関する事。 (11) その他社会体育の企画及び調整に関する事。	(8) 社会体育指導者の養成及びスポーツリーダーバンクに関する事。 (9) スポーツ推進委員に関する事。 (10) 学校施設開放に関する事。 (11) その他社会体育の企画及び調整に関する事。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 号

茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

茂原市長教育長 富 田 浩 明

茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

茂原市教育委員会処務規程（令和 4 年茂原市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の体育課の項中「体育課」を「スポーツ振興課」に、「体育大会」を「スポーツ大会」に改める。

別表第 3 中「体育課」を「スポーツ振興課」に、「茂教体」を「茂教ス」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 「体育課」を「スポーツ振興課」へ行政組織の名称を変更することに伴い、
所要の改正をしようとするものです。

茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後					現 行				
別表第2（第12条） 個別専決事項					別表第2（第12条） 個別専決事項				
課名	専決事項	教育長	部長	課長	課名	専決事項	教育長	部長	課長
ス ポ ー ツ 振 興 課	1 社会体育に関する総合計画の策定	○			体 育 課	1 社会体育に関する総合計画の策定	○		
	2 社会体育施設整備の計画	○				2 社会体育施設整備の計画	○		
	3 社会体育事業の実施	重要なもの		軽易なもの		3 社会体育事業の実施	重要なもの		軽易なもの
	4 社会体育関係団体との連絡調整及び指導助言			○		4 社会体育関係団体との連絡調整及び指導助言			○
	5 教育機関（社会体育関係）との連絡調整			○		5 教育機関（社会体育関係）との連絡調整			○
	6 各種教室の開催			○		6 各種教室の開催			○
	7 社会体育普及活動の実施		○			7 社会体育普及活動の実施		○	
	8 スポーツ推進委員との連絡調整及び活動内容の把握		○			8 スポーツ推進委員との連絡調整及び活動内容の把握		○	
	9 学校施設開放の実施(校長に権限を委任された部分を除く。)	重要なもの		軽易なもの		9 学校施設開放の実施(校長に権限を委任された部分を除く。)	重要なもの		軽易なもの
	10 各種スポーツ大会の実施	○				10 各種体育大会の実施	○		
別表第3（第15条）					別表第3（第15条）				
部名	課名	文書記号			部名	課名	文書記号		
教育部	教育総務課	茂教総			教育部	教育総務課	茂教総		
	学校教育課	茂教学				学校教育課	茂教学		
	生涯学習課	茂教生				生涯学習課	茂教生		

議案第3号参考資料

改正後			現行		
	スポーツ振興課	茂教ス		体育課	茂教体
	学校給食センター	茂教給		学校給食センター	茂教給
	本納公民館	茂本公		本納公民館	茂本公
	鶴枝公民館	茂鶴公		鶴枝公民館	茂鶴公
	青少年指導センター	茂教青		青少年指導センター	茂教青
	美術館・郷土資料館	茂教美		美術館・郷土資料館	茂教美
	東部台文化会館	茂教東		東部台文化会館	茂教東

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

議案第4号

茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱の一部を改正する
告示の制定について

茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次の
ように制定する。

令和7年3月25日提出

茂原市教育長 富田浩明

茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱の一部を改正する
告示

茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱（平成28年茂原市教育委員会
告示第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「体育課」を「スポーツ振興課」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由 「体育課」を「スポーツ振興課」へ行政組織の名称を変更することに伴い
、所要の改正をしようとするものです。

議案第4号参考資料

茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	現 行
(事務局) 第7条 検討委員会の事務局は、教育委員会教育部 <u>スポーツ振興課</u> に置く。	(事務局) 第7条 検討委員会の事務局は、教育委員会教育部 <u>体育課</u> に置く。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

報告 1

令和 6 年度定期監査の結果について

教育委員会の定期監査の結果について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂 監 第 75 号
令和 7 年 2 月 17 日

茂原市教育長 富田 浩明 様

茂原市監査委員 風 戸 博 恭
茂原市監査委員 細 谷 菜穂 子



令和6年度定期監査の結果について（その3）
地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。
なお、この監査の結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査を同法第4条に基づく定期監査として実施した。また、同条第2項に基づく行政監査も併せて実施した。

2 監査の対象

教育委員会

教育総務課・学校教育課・学校給食センター・生涯学習課・社会教育センター・青少年指導センター・公民館・美術館・郷土資料館・東部台文化会館・体育課・市民体育館
本納支所

3 監査の着眼点

各所管の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が法令等に適合し、適正かつ正確に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き監査を実施した。

4 監査の実施内容

各部署から提出された定期監査資料について、補助職員による予備監査を実施し、監査当日は、監査対象部署の長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行うことにより実施した。

5 監査の場所

茂原市役所
茂原市立茂原小学校
茂原市新図書館

6 監査の期間

令和6年12月9日から令和7年2月17日まで

7 監査の結果

監査の結果、法令等に適合し、概ね適正に執行されていたが、一部検討が必要と認められる事項が見受けられたので、次ページ以降に掲載する。

なお、複数の部署に共通する事項については【共通事項】に掲げ、各部署への個別事項については【部署別事項】に掲げた。

【 共 通 事 項 】

○全課共通

・新市長就任に伴い示された新たな施策や方針については、実現性等について鋭意検討し、的確に対応されたい。また、新市長のもと職員は、「行政の継続性」を念頭に置きながら、常に市民目線に立ち、市民サービスのさらなる向上に努められたい。

【 部 署 別 事 項 】

< 教 育 委 員 会 >

○教育総務課

・学校の適正規模の維持や施設等の充実に向けた学校再編については、継続的に検討していくべき重要な課題であることから、新たな計画の策定・実施にあたっては、これまでの経験を整理し、児童・生徒・保護者にとってよりよいものとなるよう努められたい。

・夏場の体育館や屋外プールでの授業については、猛暑による熱中症リスクが高まっていることから、学校によっては授業を中止するなど支障をきたしている。学校間で教育提供に格差が生じることのないよう、先進市等の事例を調査・研究し、授業実施に向けた施設整備について検討されたい。

○学校教育課・学校給食センター

・屋外プールでの授業については、猛暑による熱中症リスクが高まっていることから、学校によっては授業を中止するなど支障をきたしている。実施時期やカリキュラムの変更なども一つの手段であると考えられることから、教育総務課と連携を図りながら、先進市等の事例を調査・研究し、学校間で教育提供に格差が生じることのないよう創意工夫をもって対応を図られたい。

・学校支援ボランティア^{*}については、地域の教育力を十分に学校教育に活用するため、各学校でのニーズを把握し、ボランティアの意向が実際の活動に繋がるよう努められたい。また、ボランティア保険の加入等については、活動の実態を把握し遺漏のないよう対応を図られたい。

※ 学校支援ボランティア…子どもたちの教育のために役立ちたいという思いを持って、学校の学習活動や学習環境整備などを支援する活動、またはそれを担う人材のこと。

・読書は子どもたちの資質や能力を育む上で大変重要であることから、各学校の学校図書室の利用率を把握するとともに、読書習慣を身につけるための指導に注力し、学校図書室がその機能を十分発揮できるよう努められたい。

・通学路の安全対策については、学校や関係機関のみならず、子どもや保護者目線での危険箇所の把握にも努め、万全を期されたい。

○生涯学習課

- ・茂原市社会教育関係団体事業補助金については、団体設立の経緯や活動の目的等を精査し、団体の性質を勘案したうえで、補助率の見直し等交付要綱の改正について検討されたい。
- ・青少年相談員については、必要とされる活動内容が時代の変遷とともに変化していることから、先進事例等を調査・研究し、今後の青少年相談員のあり方や活動内容について検討されたい。
- ・旧市民会館と旧中央公民館の解体については、令和8年度中の解体に向け遅滞なく進められたい。

○青少年指導センター

- ・インターネットトラブルについては、児童生徒の中でも発生しており、低年齢化している傾向も見受けられることから大きな社会問題となっている。スマホ安全教室については、危険回避するための判断力や能力を身に付ける上で有効なものであることから、効果的な対象学年を把握した上で、より多くの児童生徒が受講できるよう機会の創出に取り組まれたい。
- ・青色防犯パトロールについては、子どもたちの登下校の見守りや犯罪の未然防止など住民の安全・安心に大きく寄与している。実施にあたっては、所管する警察等関係団体と協議・連携し、青色回転灯装着車両の数や活動の実態を把握するとともに、効果的なパトロール方法について調査・研究に努められたい。

○公民館

- ・公民館は、地域住民のために社会教育を推進する拠点施設として重要な役割を担っている。しかし、時代の変遷とともに公民館の利用目的や利用者が変化し、また、本市の厳しい財政事情により学習機会の提供が減少したことから、社会教育の拠点としてのあり方が問われている。ついては、公民館のみならず、生涯学習課等関係部署とも連携をしながら、今後の公民館のあり方について検討されたい。

○美術館・郷土資料館

- ・バーチャルミュージアムやバックヤードツアーの実施など様々な事業に積極的に取り組むことで美術館・郷土資料館への来館者数は着実に増えてきており、市民の認知度は高いものと伺える。開館30年を経て、今後も市内外を問わず一層多くの人に来てもらえるよう、郷土ゆかりの作家のみならず、幅広い分野の作品展示会などについて再度検討されたい。
- ・展示解説会については、展示作品等を間近に見ながら学芸員が分かりやすく解説することで展示会の見所や作品の魅力に触れることのできる良い機会であることから、実施回数を増やすなど学芸員の知識の更なる有効活用を検討されたい。
- ・美術館・郷土資料館は茂原公園内に立地しており、不特定多数の人が出入りできる環境にあることから、来館者の安全や貴重な美術品等を守るため、館外に防犯カメラを設置するなど都市整備課とも連携を図りながら、防犯環境の整備に尽力されたい。

○東部台文化会館

・厳しい財政状況に伴う予算削減により従来通りの事業実施が困難な状況にあるが、東部台文化会館は市民の文化活動等の拠点となる複合施設であることから、従来の形に捉われず創意工夫をもって、通年にわたる学習機会の提供に取り組まれない。

・突発的な災害に係る危機管理については、様々な事象を想定した上で、利用者の参加を視野に入れた実効性の高い避難訓練の実施について検討されたい。

○体育課・市民体育館

・第2次茂原市スポーツ推進計画の基本理念である「市民ひとり1スポーツ」の実現に向けては、各スポーツ団体や様々なスポーツ活動、市内民間スポーツ施設の種類や数、会員数の把握など様々な指標を設けることによる適格な現況把握に努められたい。

・市民が安全にスポーツやレクリエーションを楽しみながら健康増進を図るため、スポーツ環境の更なる充実に取り組まれない。

< 本納支所 >

・本納支所における日曜開庁（一部の窓口）は、本納地区の住民にとっての利便性向上を図るために実施されているが、年々利用者が減少していることから、地域住民のニーズや意見を聴きながら、開庁の継続について慎重に検討されたい。

・本納支所の業務改善にあたっては、アンケート等により市民要望を把握するとともに、市民から意見を聴取しながら地域住民と行政が一体となった取り組みとなるよう努められたい。

報告 2

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項の規定に基づく教育長職務代理者を次のとおり指名したことを報告する。

令和 7 年 3 月 25 日提出

茂原市教育長 富田 浩明

現在

氏名	任期
安藤 明子	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

新

氏名	任期
高仲 輝夫	令和 7 年 4 月 1 日から